

「令和6年度生活学校・生活会議運動全国大会」から

「ヤングケアラー支援の現況」

講師

古藤 雄一

(こども家庭庁支援局虐待防止対策課課長補佐)

令和6年6月28日に開催された「令和6年度生活学校・生活会議運動全国大会」における基調講演の概要を紹介します。

(文責・事務局)

ヤングケアラーの実態

令和6年6月12日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、子ども・若者育成支援推進法が改正され、初めてヤングケアラーが法律に明記された。この改正法は、6月5日に成立し公布日である12日に施行され、施行と同時に具体的な支援のあり方等に係る運用を示すなど、スピード感をもった対応を行ってきた。

ヤングケアラーは、その認知度の低さが問題視されている。改正法では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としている。

ヤングケアラーへの支援は、数年前から様々な地域で、自治体を中心として行われてきた。国においても令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における取組推進を開始した。支援の対象年齢は、18歳未満とする自治体が多かったが、国では年齢の定義がなかったた

め、改正法で、30歳未満が中心であり状況等に応じ、40歳未満も対象になり得ること、18歳で途切れることのない支援が重要であることを施行通知でお示しした。

ヤングケアラーが行う家族のケアの具体的な例としては、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をする、障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをするなどが挙げられる。目の離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いも、精神的負担として該当する。家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助ける、アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族を助けている、といった場合も支援の対象となる。

ヤングケアラーの問題は、本来、大人が担うと想定されている日常生活上の世話(家事



や家族の介護など)を過度に行っていることにより、やりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないことにある。具体的には、学校を休みがちになる(遅刻や早退含む)ことや、自分の時間が取れず、友だちと遊んだり、部活や習い事をする事ができなかつたりするなどの影響が考えられる。守られるべき子どもの権利は、時代とともに変化している。大人は、子どもたちが必要な時間や場面を損なうことのないよう意識していかなければならない。

「お手伝い」との違いについては、①ケアを要する家族がいるという条件下で担っているという「状況の違い」、②担っていることの内容、量(頻度や時間)の違い、③ケアに対する「責任の度合いの違い」がある。

令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生をそれぞれ対象として、ヤングケアラーの実態調査を行った。世話をする家族が「いる」と回答したのは、小学6年生が6.5%、中学2年生が5.7%、高校2年生が4.1%、大学3年生は6.2%であった。(大学生は「いない」と回答した人の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる)この中には、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれるため、数値が引き上がっている可能性がある。ただ、ア

ンケートでこういった数値が出たという事実がある。小学生の6.5%という数値は、30人学級であれば1人〜2人、家族の世話をしている子がいるということだ。ただちに支援を必要としている状況かどうかは分からないが、対象になる子がクラスに何人かいるという結果だと受け止めていただきたい。

世話の対象者については、小学生から高校生までは、「きょうだい」が最も多い。大学生になると「母親」が最も多く、35.4%である。母親の状況は、「精神疾患」が最も多く、28.7%である。家族の世話のためにやりたいけれどできていないことがあるかという質問に対しては、全ての年代で「特にない」とする回答が最も多く、次いで、「自分の時間が取れない」との回答が多かった。また、世話をする家族が「いる」と回答した者のうちケア時間が3時間以上ある割合は、小学6年生が29.9%、中学2年生が33.5%、高校2年生では35.1%、大学3年生では31.2%だった。ケア負担の大きさが時間として表れている。

小学生対象調査から、ケア負担の大きいケース像を考えてみる。父母の世話をする小学生の16.2%が「自分のみで世話をしている」と回答し、また、父母の世話をする小学生の35.1%が「世話について話を聞いてくれる人がいない」と回答した。どちらも父母以外の家族を世話している小学生と比べて、割合が

高かった。また、世話に費やす時間については、その長さに比例して、学校の欠席や遅刻、早退の頻度が高くなっている。支援の必要性・緊急性が高いといえる。

令和3年5月に、厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告が取りまとめられた。現状・課題について、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくい構造であり、福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分ではなく、地方自治体での現状把握も不十分であるとされた。また、ヤングケアラーに対する支援策や、支援に繋ぐための窓口が明確ではないことや、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われたケースが認められた。利用調整とはどういったことかという点、要介護認定や、障害支援区分の認定の際、昔は、子どもを介護力と見なすということがあった。現在は、子どもを介護力に含めないよう自治体に通知をしているが、そういったサービスの調整があったということだ。また、ヤングケアラーの社会的認知度が低いため、支援を必要とする子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないという問題が認識されている。こういった

問題に対して、国の施策としては、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上に注力することが示されている。

ヤングケアラーに気付く、支援につながるには

ヤングケアラーに気付くきっかけは、学校では遅刻や早退が多い。高齢者福祉・障害福祉の分野については、家族の介護・介助をしている姿を見かけるといことが挙げられている。地域の分野については、①学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけられる、②毎日のようにスーパーで買い物をしている、③毎日のように洗濯物を干している、④自治会の集まり等、通常大人が参加する場にもただで参加しているなどの例が挙げられる。日常を地域で過ごす中で、ヤングケアラー発見の契機がある。

ヤングケアラーに気付いたら、虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、ヤングケアラー本人や家族の意思を尊重することが必要である。ヤングケアラーであることに本人が気付いていない場合には、ゆっくりと時間をかけて気付いてもらうことが大切だ。本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、想いに寄り添い、見守る眼差しを向

けるだけでも、精神的負担を軽減することができる。

こども家庭庁では、学校や介護事業所などに、ヤングケアラーのパンフレットを配布している。各地域のこども家庭センター等の相談窓口の連絡先を入れ、学校であれば職員室など、大人の目に見えるところに貼ってもらうようお願いしている。主に18歳未満のヤングケアラー支援については、「こども家庭センター」(令和6年4月から市区町村に設置努力義務)に中心的な役割が期待されている。ヤングケアラー支援のためには、こども家庭センターや、各地域の担当部署との連携が必要である。

ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼い子どもだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラー支援の取組

こども家庭庁では、各自治体の取り組みを支援するための予算を組んでいる。具体的には、①ヤングケアラーの実態調査・把握学校を通じてこどもたちの調査等）、②学校や福祉・介護医療など関係機関職員を対象とした研修、③ヤングケアラー・コーディネーターの配置、④オンラインサロン、SNSを通じて相談事業などがある。

新規の取り組みとして、「子育て世帯訪問支援事業」がある。実施主体は、市区町村である。事業の目的は、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことにある。具体的には、①家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物代行やサポート等）②育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言などを行う。訪問支援員は、対象として条件に該当する場合、法的サービスとして家事支援などを提供できる。

その他にも、ヤングケアラーの負担軽減に

つながる支援内容として、ケアの対象が高齢者である場合は、介護保険サービスを利用する、ケアの対象者に障がいがある場合は、障害福祉サービスを利用するなどの方法がある。ヤングケアラーの負担を軽くするためには、こういった具体的な代替手段が必要になる。

高校生世代以上を対象に、支援サービスを知ったきっかけを調査したところ、学校からの紹介や、支援団体や自治体のホームページから知ったとする割合が高かった。学校とこどもたちは密接な関わりがある。しかし、先生方にご対応いただける範囲にも限りがあるため、地域の皆さんの方から学校と連携をいただいで、皆でこどもたちに支援のことを伝えていければよいのではないだろうか。

小・中学生と高校生世代以上を対象に利用したことのある支援サービスを尋ねたところ、「お世話を必要とする家族や、自分自身のことについての相談」や、「居場所、サロン（他の人たちと一緒に話をしたりできる場所）」の割合が高かった。皆さんが地域で関わっておられるこども食堂やフードバンク等は、大きな支援となる。食事の提供を受けられるほか、地域の様々な人と関わることで、こどもたちの精神的負担は軽減される。こども食堂等を利用することもたちの中には、現在ケア負担を担っている子や、新たにケア負担を担うことになる可能性のあるこどもがいる。ヤング

ケアラーは特別なことではない。家族が急性調を崩した、交通事故に遭ったなど、日常的に起こりうることは、こどもに負担を強いる背景に変わってしまう。こどもたちの変化に気付いてほしい。

ヤングケアラーの法制化について

法制化については冒頭にも申し上げた通り、子ども・若者育成支援推進法を改正し「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記し、令和6年6月に施行された。各自治体には、ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行の概要等について、通知文書や資料をお送りした。これらの資料は、こども家庭庁のホームページに掲載しているので、いつでも見ていただくことができる。

時代とともに、こどもの権利が変わってきたことに大人が気づき、法改正にまでたどり着いた。今、やっとスタートラインに立ったところだ。実際に法律の理念を具体化していくのは、自治体や、国民、市民の皆さんである。お住まいの地域に戻ったら、ヤングケアラーへの気付きや、具体的な支援の必要性について、ぜひお話いただきたい。